

平成 2 5 年 1 2 月 3 日

第 5 回 廿 日 市 市 議 会 議 案 説 明 書  
( 第 4 回 定 例 会 )

廿 日 市 市

## 第5回廿日市市議会議案説明書目次

報告第19号	専決処分事項の報告について	1
議案第85号	廿日市市手数料条例等の一部を改正する条例	3
議案第86号	廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する条例	7
議案第91号	工事請負契約の締結について	9
議案第92号	工事請負契約の締結について	11
議案第93号	工事請負契約の締結について	13
議案第94号	公の施設の指定管理者の指定について	15
議案第95号	公の施設の指定管理者の指定について	17
議案第96号	公の施設の指定管理者の指定について	19
議案第97号	公の施設の指定管理者の指定について	21
議案第98号	公の施設の指定管理者の指定について	23
議案第99号	公の施設の指定管理者の指定について	25
議案第100号	公の施設の指定管理者の指定について	27
議案第101号	公の施設の指定管理者の指定について	29
議案第102号	公の施設の指定管理者の指定について	31
議案第103号	公の施設の指定管理者の指定について	33
議案第104号	公の施設の指定管理者の指定について	35
議案第105号	公の施設の指定管理者の指定について	37
議案第106号	公の施設の指定管理者の指定について	39
議案第107号	公の施設の指定管理者の指定について	41
議案第108号	公の施設の指定管理者の指定について	43
議案第109号	公の施設の指定管理者の指定について	45
議案第110号	公の施設の指定管理者の指定について	47
議案第111号	廿日市市教育委員会委員の任命の同意について	49
諮問第4号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	51



(報告第19号)

専決処分事項の報告について  
(工事請負契約の変更について)

(契約課)

1 専決処分した理由

平成24年議案第85号により契約を締結することについて議決を得た市営金剛寺住宅新築工事の請負契約については、工事内容の一部変更に伴う設計変更により、請負金額を変更する必要性が生じたので、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

現請負金額	変更請負金額	減少額
228,571,560円	227,036,250円	1,535,310円

3 専決処分年月日

平成25年11月7日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第3号 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年条例第6号)第2条の規定により議会の議決を得た契約について、請負金額の増額又は減額が当該請負金額の100分の5を超えない変更契約を締結すること。



(議案第85号)

廿日市市手数料条例等の一部を改正する条例

財 政 課	地 域 政 策 課
観 光 課	農 林 水 産 課
環 境 政 策 課	廃 棄 物 対 策 課
維 持 管 理 課	用 地 管 財 課
下 水 道 経 営 課	教 育 委 員 会
水 道 局	

1 提案の要旨

- (1) 使用料、手数料等について、受益者負担の適正化を図る目的で、次の表の左欄に掲げる条例に定める同表の右欄に掲げる使用料等の額を改定しようとするものである。

条 例	使用料等
廿日市市手数料条例	事務手数料
廿日市市公民館条例	施設使用料
廿日市市漁船等巻揚施設設置及び管理条例	施設利用料金
廿日市市火葬場設置及び管理条例	火葬場使用料
廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例	一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用
廿日市市立学校施設使用条例	施設使用料
廿日市市大野体育館等設置及び管理条例	施設使用料

- (2) 消費税法等の一部が改正され、消費税等の税率が引き上げられることに伴い、次の表の左欄に掲げる条例に定める同表の右欄に掲げる使用料等の額を改定しようとするものである。

条 例	使用料等
廿日市市宮島棧橋旅客ターミナル条例	施設使用料
廿日市市廃棄物の減量の推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例	し尿処理手数料
廿日市市道路占用料徴収条例	道路占用料
廿日市市公園条例	公園使用料
廿日市市行政財産の使用料に関する条例	建物を使用する場合の使用料及び土地を使用する場合の使用料
廿日市市下水道条例	公共下水道使用料
廿日市市小規模下水道条例	小規模下水道使用料
廿日市市農業集落排水処理施設設置及び管理条例	排水処理施設使用料
廿日市市上水道事業給水条例	水道料金、メーター使用料及び施設整備納付金

(3) その他必要な規定の整理を行おうとするものである。

## 2 施行期日

平成26年4月1日。ただし、(1)の表の一般廃棄物処分手数料及び産業廃棄物処分費用に係る額を改定する改正規定については、平成27年1月1日

## 3 根拠法令

### (1) 地方自治法

第225条 普通地方公共団体は、第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

(2) 下水道法

第20条 公共下水道管理者は、条例で定めるところにより、公共下水道を使用する者から使用料を徴収することができる。

(3) 水道法

第14条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。





(議案第 86 号)

廿日市市市営住宅設置、整備及び管理条例の一部を改正する  
条例

(住宅営繕課)

1 改正の理由

原子力災害による被害からの復興を支援し、及び市営住宅の提供による災害復興支援が暴力団への利益供与とならないようにし、並びに配偶者からの暴力の被害者等を支援するため、公営住宅の入居者資格に関する規定を改正しようとするものである。

2 改正の内容

- (1) 原子力災害により避難指示を受けている者に係る公営住宅の入居者資格を、現に住宅に困窮していることが明らかであること及び暴力団員でないことに緩和する。
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかであることとしている大規模災害の被災者等に係る公営住宅の入居者資格に、暴力団員でないことを加える。
- (3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律による保護の対象者のうち一定の者については、市内に住所又は勤務場所を有することとする入居者資格要件を免除する。
- (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部が改正され、同法による保護の対象に、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力の被害者が加えられたことに伴い、当該被害者のうち一定の者についても、同居親族があること及び市内に住所又は勤務場所を有することとする入居者資格要件を免除する。

3 施行期日

公布の日。ただし、2の(4)は、平成26年1月3日

4 根拠法令

- (1) 地方自治法

第244条の2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

(2) 公営住宅法

第48条 事業主体は、この法律で定めるもののほか、公営住宅及び共同施設の管理について必要な事項を条例で定めなければならない。

(議案第91号)

工事請負契約の締結について

(契約課)

1 提案の要旨

廿日市市阿品一丁目及び阿品三丁目地内において施工する地御前1号幹線築造工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 地御前1号幹線築造工事

汚水管路施設工

工事延長 588.5メートル

推進工 内径 800ミリメートル

人孔工 1基

(2) 請負金額 178,956,000円

(3) 請負者 廿日市市桜尾二丁目8番3号

占部建設工業株式会社広島支店

取締役支店長 川本定則

(4) 工期 議決の日の翌日から

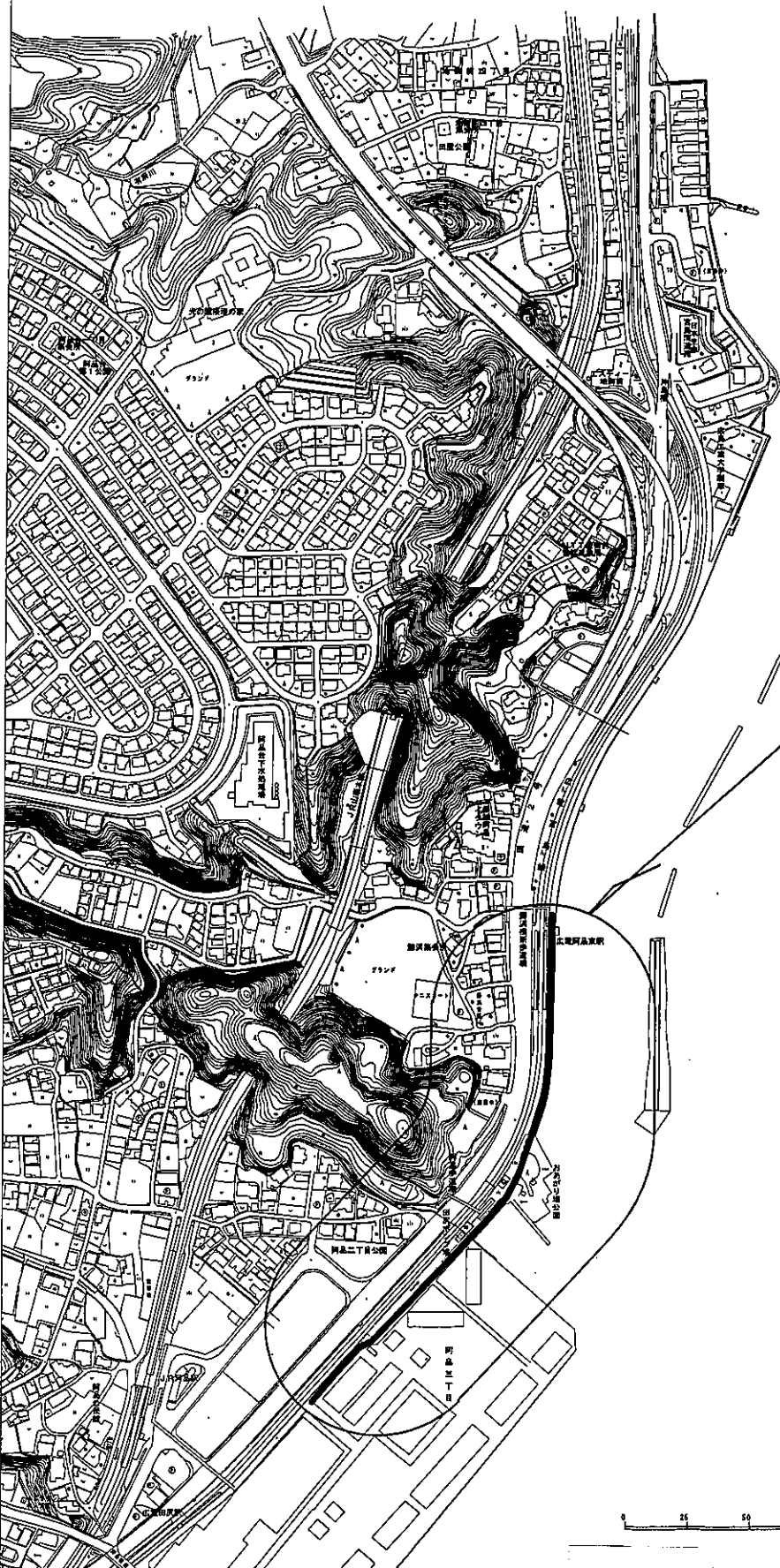
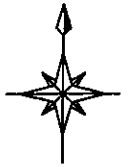
平成26年9月30日まで

3 根拠法令

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

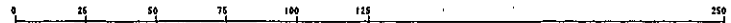
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

位置図



工事施工箇所

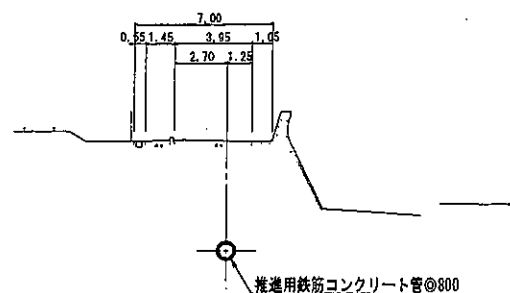
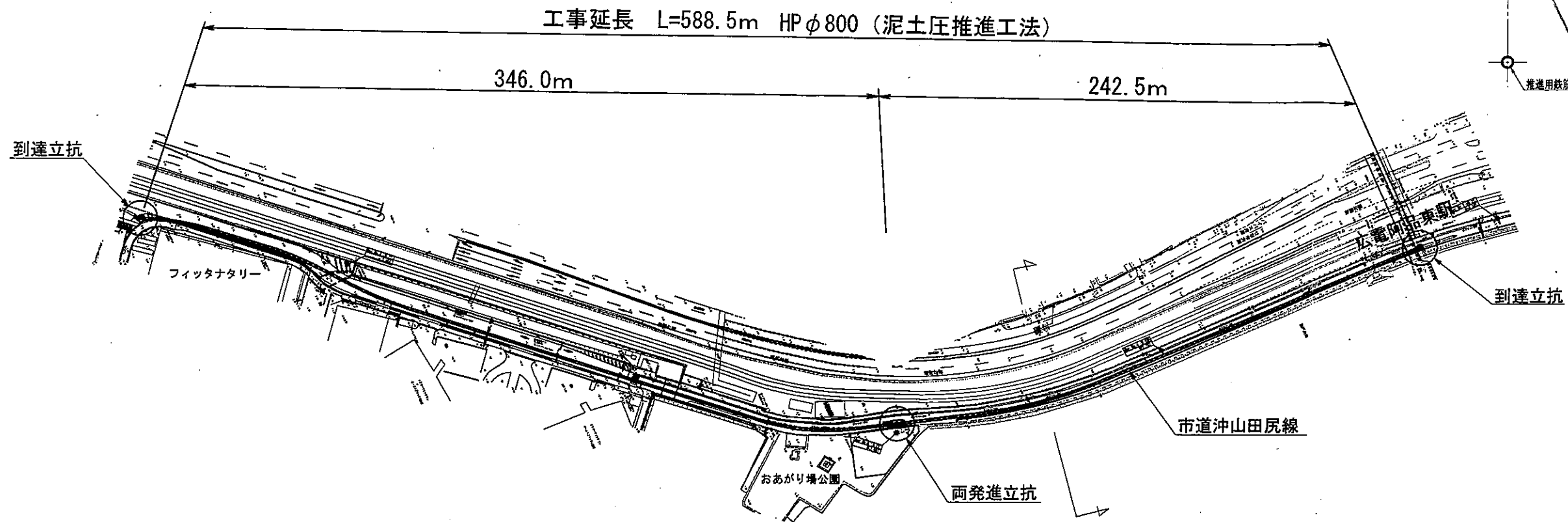
1 : 2000



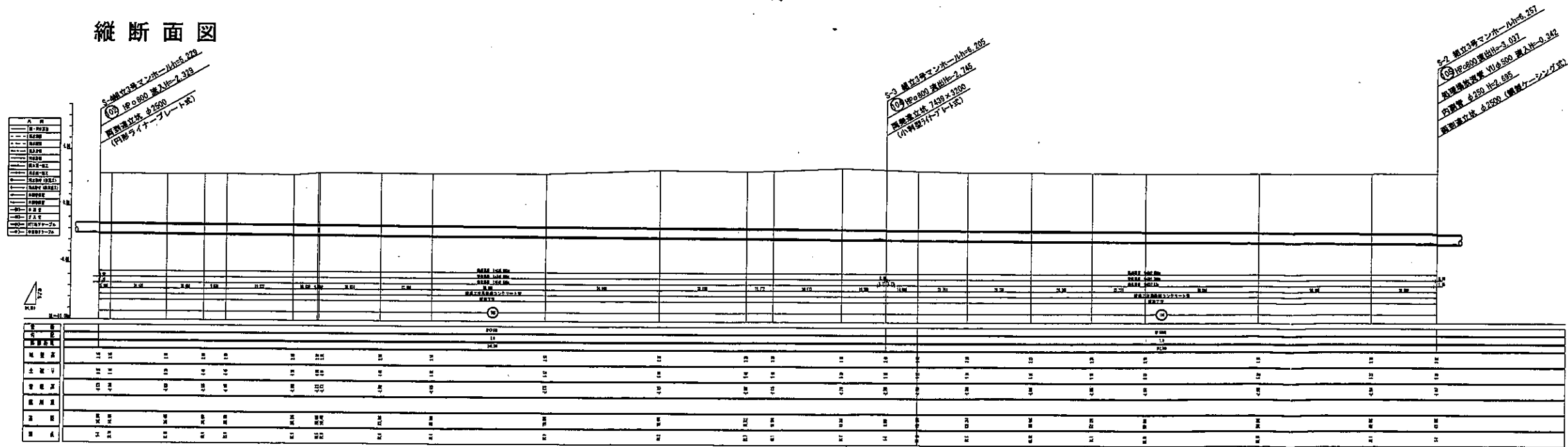
# 地御前1号幹線築造工事

## 平面図

## 標準断面図



## 縦断面図









(議案第92号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島町1162番地18において施工する宮島栈橋旅客ターミナル耐震改修工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 耐震改修工事 一式

(2) 請負金額 226,584,000円

(3) 請負者 広島市中区上八丁堀4番1

五洋建設株式会社中国支店

常務執行役員支店長 長 富 理

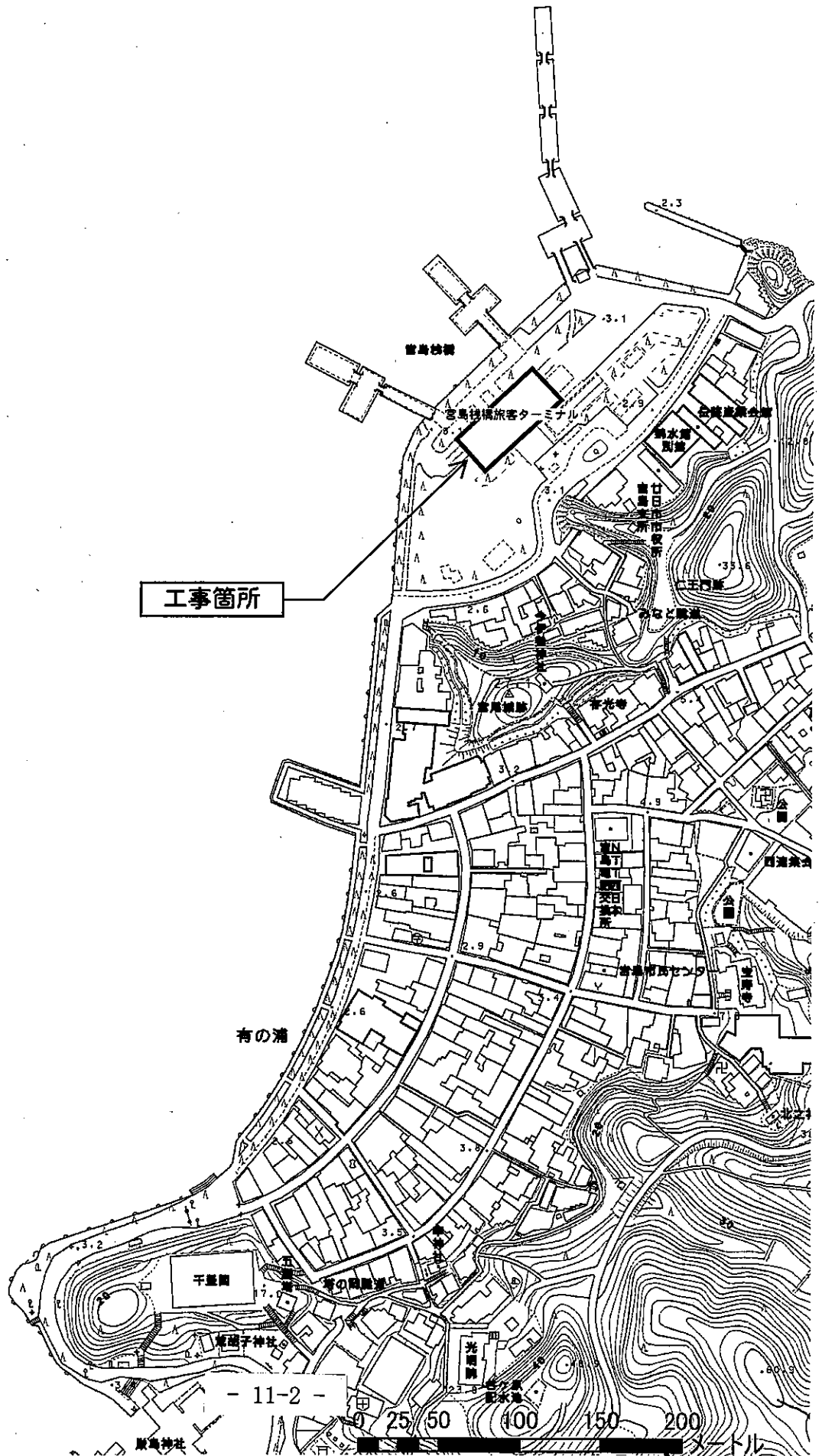
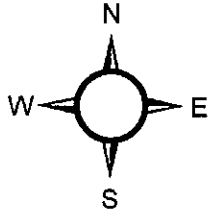
(4) 工 期 議決の日の翌日から

平成27年2月27日まで

3 根拠法令

議案第91号説明書に同じ。

位置図



工事箇所

有の浦

千景園

光厳園

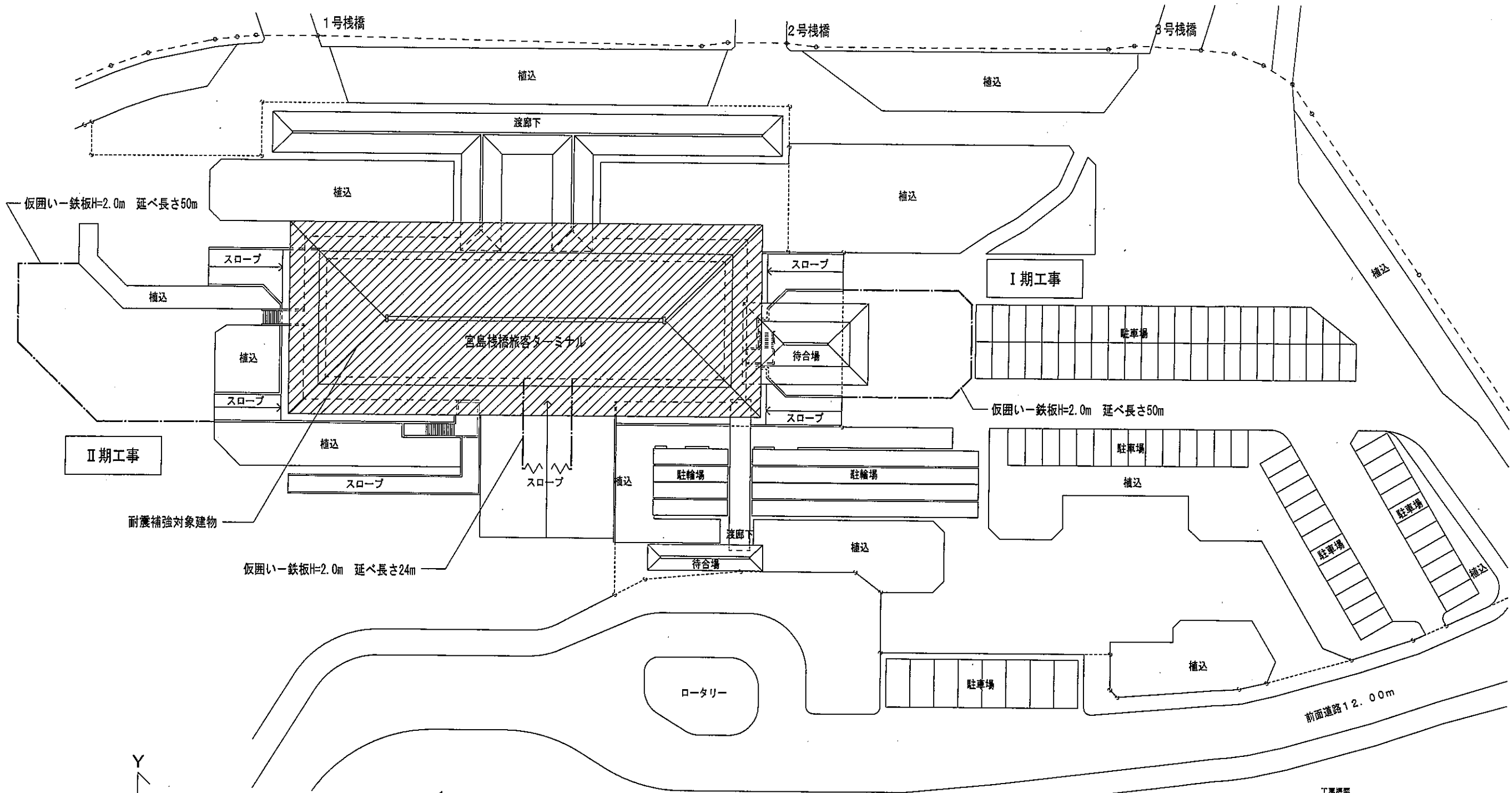
- 11-2 -

大島町

宮島神社

0 25 50 100 150 200

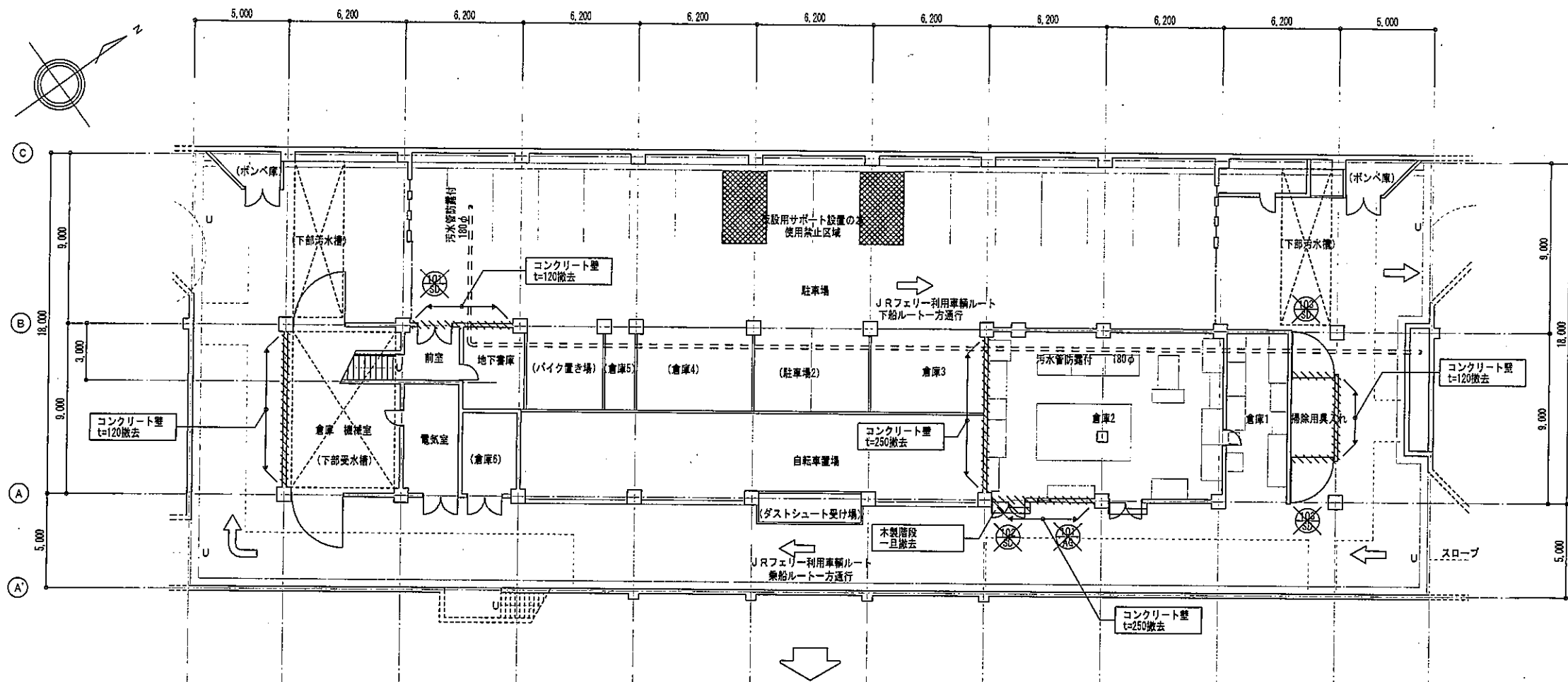
メートル



配置図

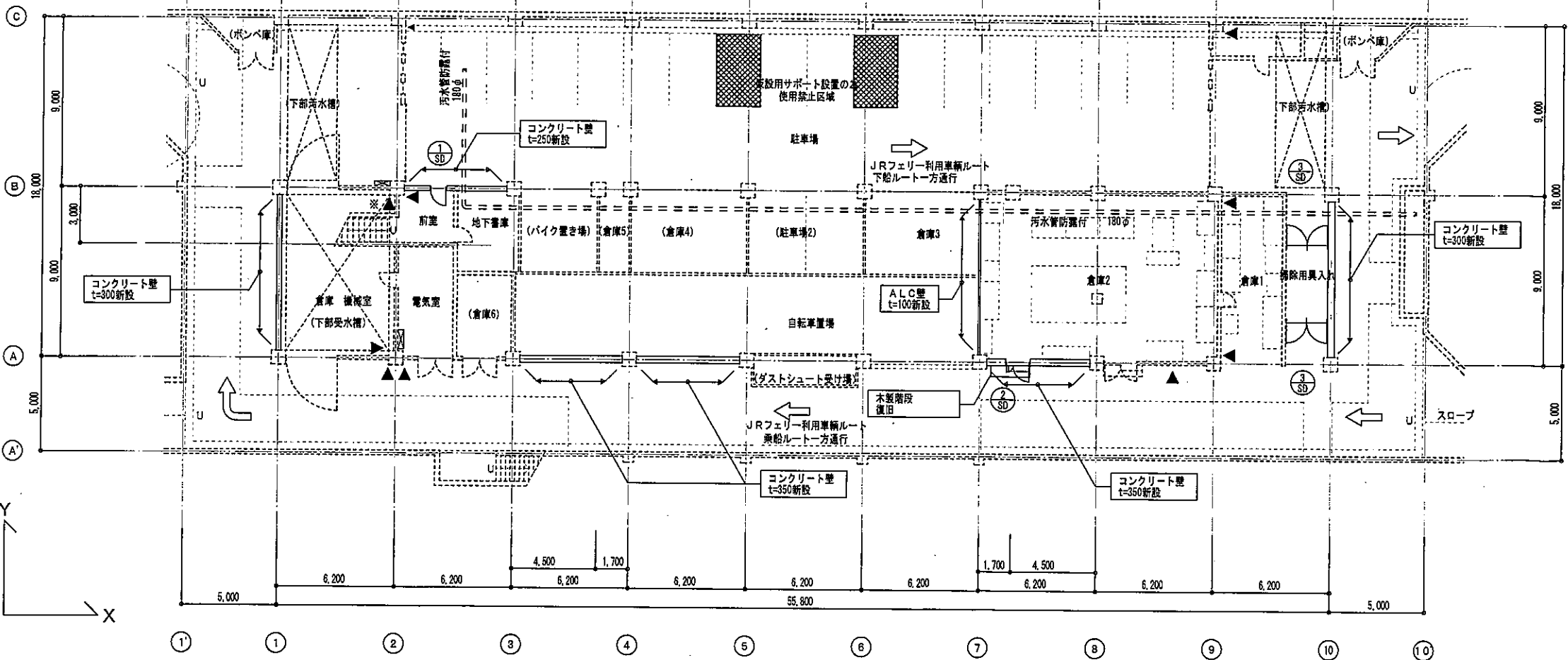
注記)  
 ・仮囲いは成形鋼板・白色塗装とする。  
 ・パネルゲートは、I、II期及び中央の各1カ所設置する。

工事概要	
耐震改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階 鉄筋コンクリート造耐震壁設置</li> <li>・2階 鉄骨ブレースによる耐震補強</li> <li>・3階天井裏 水平鉄骨ブレースによる耐震補強</li> <li>・耐震改修に伴う、下地仕上補修</li> <li>・耐震改修に伴う、建具改修</li> </ul>
外壁劣化改修工事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1階 天井裏 鉄筋コンクリート造劣化改修</li> </ul>



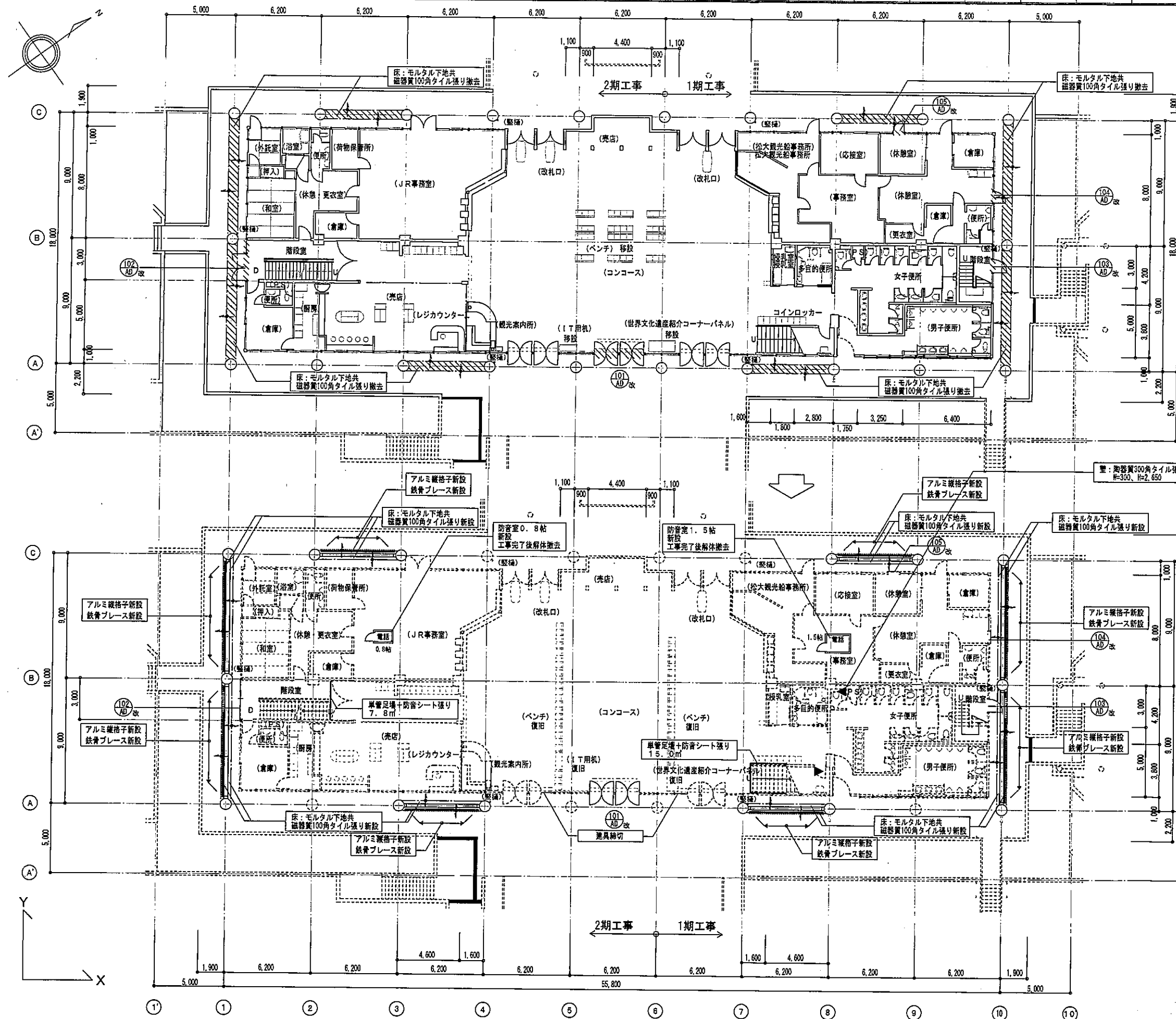
凡例 (改修前平面図)	
	撤去部分を示す。
室名	工事対象室を示す。
( 室名 )	工事対象外室を示す。
項目	工事対象項目を示す。
( 項目 )	工事対象外項目を示す。
	撤去道具を示す。(枠共)

改修前  
1階平面図



凡例 (改修後平面図)	
	工事部分を示す。
	既存のまま
( 項目 )	工事対象外項目を示す。
室名	工事対象室を示す。
( 室名 )	工事対象外室を示す。
▲	耐震スリット設置位置を示す。
	新設道具を示す。
	改修道具を示す。

改修後  
1階平面図



凡例 (改修前平面図)

	撤去部分を示す。
室名	工事対象室を示す。
( 室名 )	工事対象外室を示す。
項目	工事対象項目を示す。
( 項目 )	工事対象外項目を示す。
	撤去建具を示す。(特共)
	改修建具を示す。

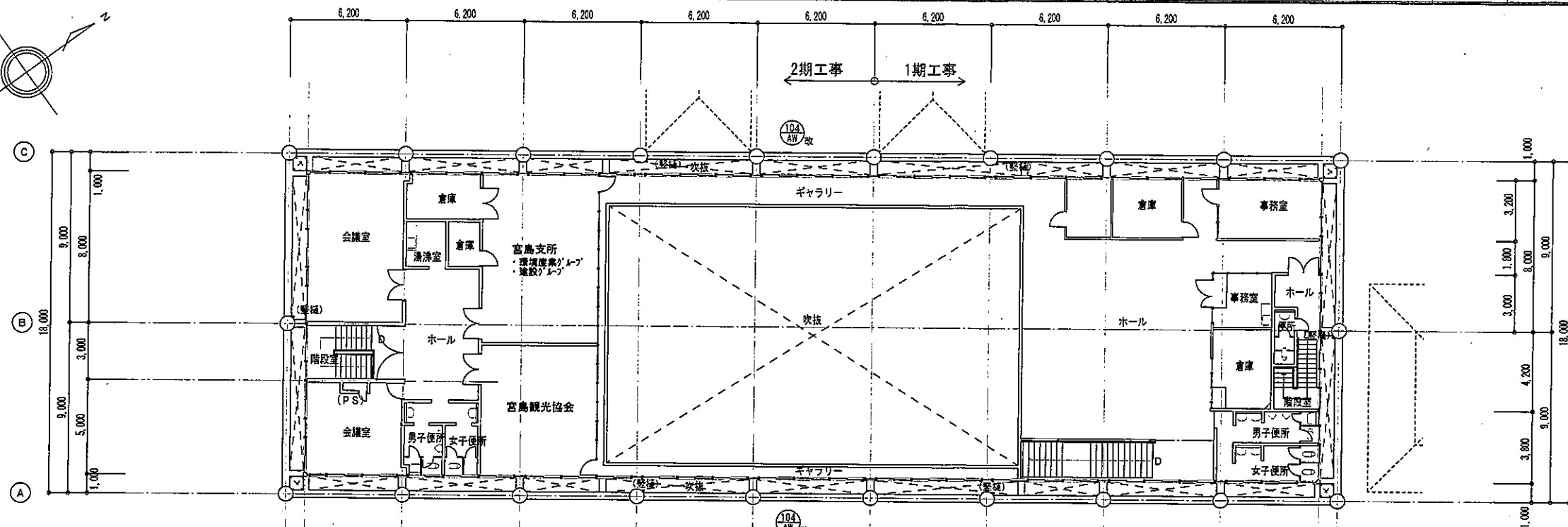
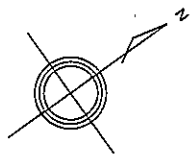
改修前  
2階平面図

凡例 (改修後平面図)

実線表示	工事部分を示す。
破線表示	既存のまま
( 項目 )	工事対象外項目を示す。
室名	工事対象室を示す。
( 室名 )	工事対象外室を示す。
▲	耐震スリット設置位置を示す。
	新設建具を示す。
	改修建具を示す。

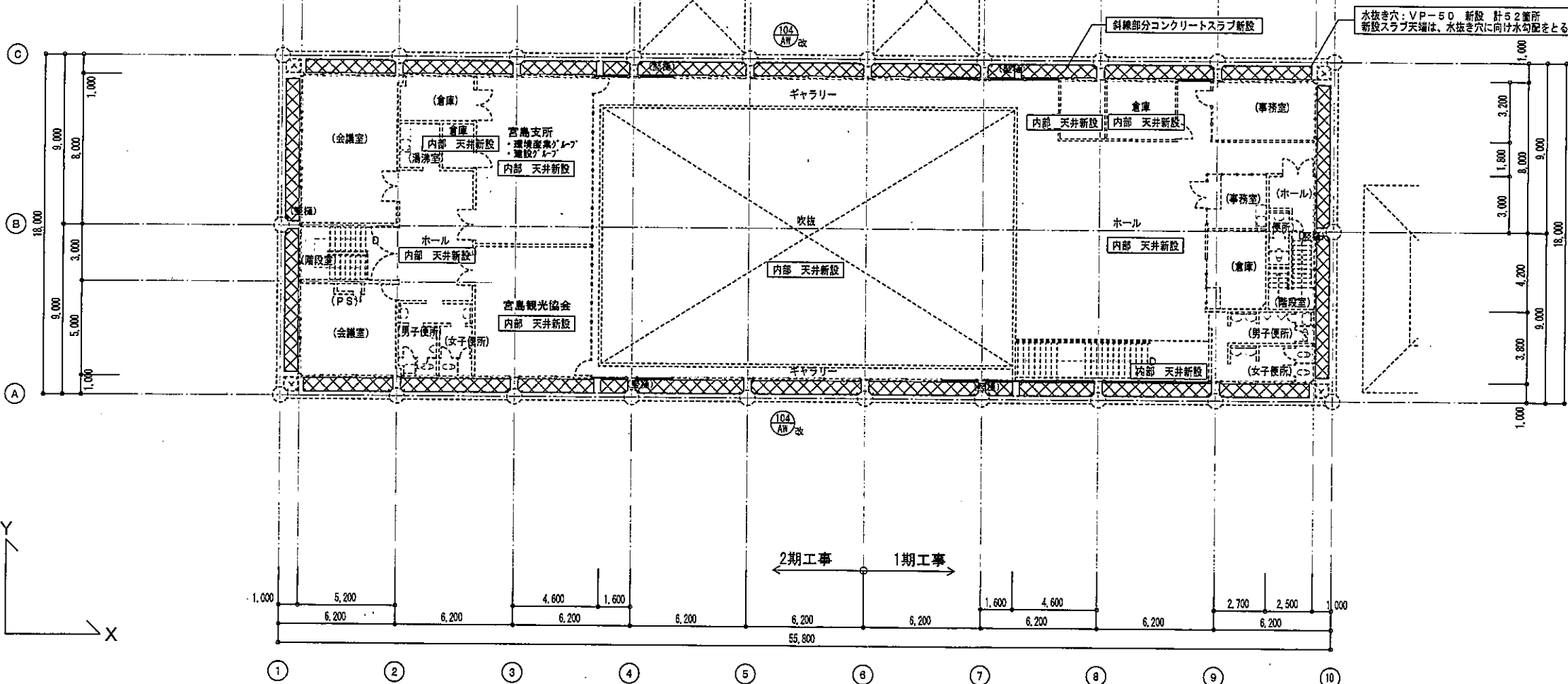
改修後  
2階平面図

※2階以上は図示の通り 1期(先行)2期(後行)に分けて施工のこと。



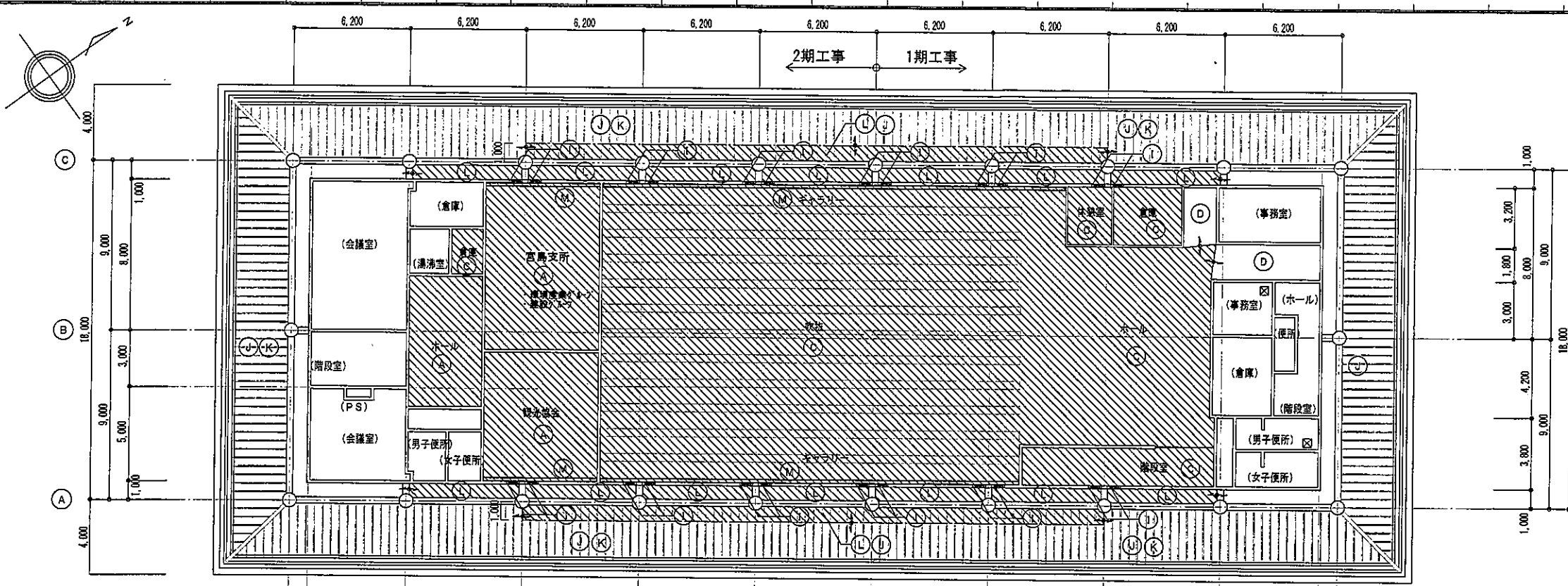
凡例 (改修前平面図)	
	撤去部分を示す。
室名	工事対象室を示す。
( 室名 )	工事対象外室を示す。
項目	工事対象項目を示す。
( 項目 )	工事対象外項目を示す。
	撤去建具を示す。(特共)
	改修建具を示す。

改修前  
3階平面図



凡例 (改修後平面図)	
	工事部分を示す。
	既存のまま
( 項目 )	工事対象外項目を示す。
室名	工事対象室を示す。
( 室名 )	工事対象外室を示す。
▲	耐震スリット設置位置を示す。
	新設建具を示す。
	改修建具を示す。

改修後  
3階平面図



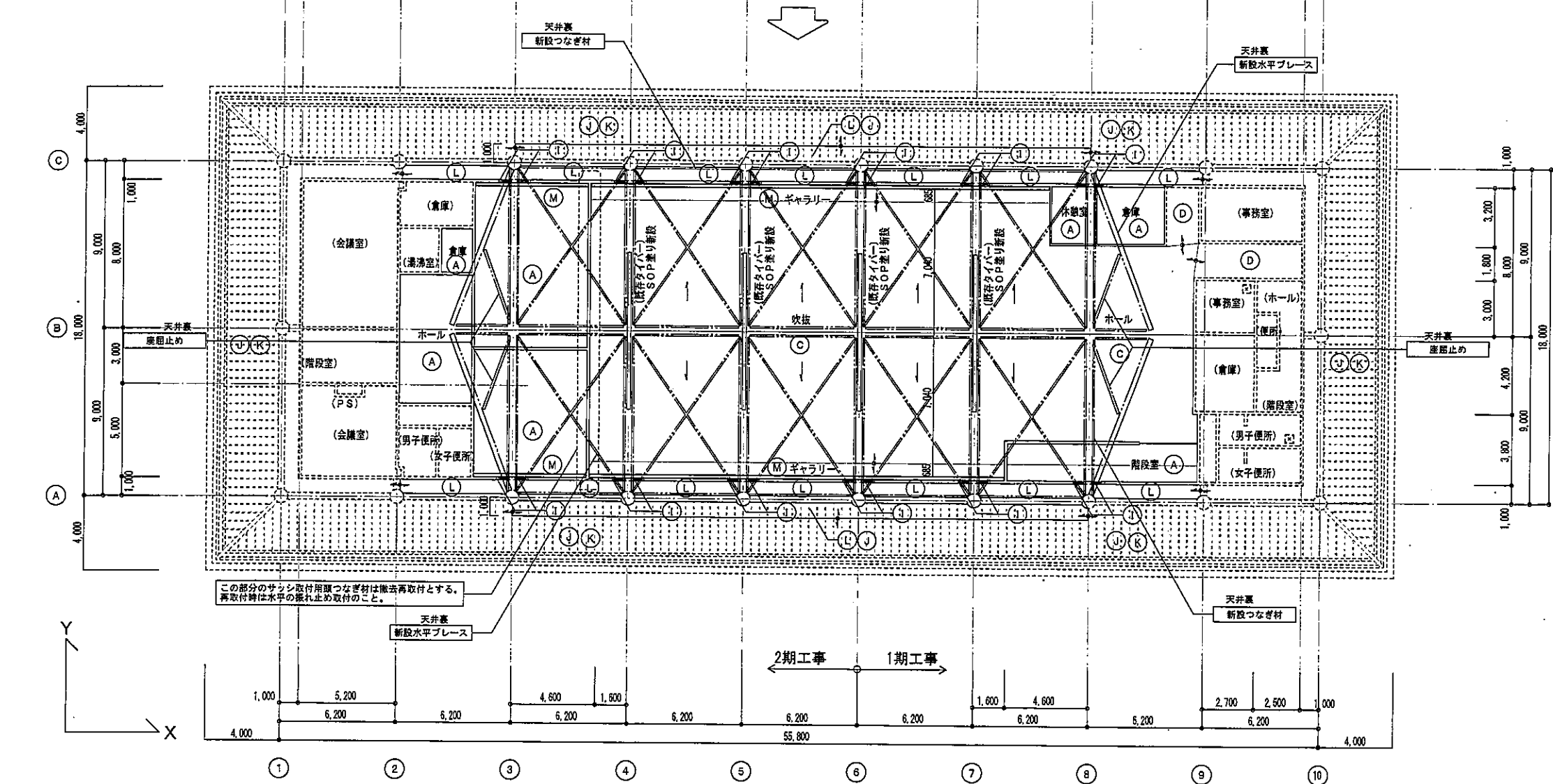
凡例 (改修前天井伏せ図)

	撤去部分を示す。
室名	工事対象室を示す。
( 室名 )	工事対象外室を示す。
項目	工事対象項目を示す。
( 項目 )	工事対象外項目を示す。

改修前 仕上げ凡例

A	岩綿吸音板12d張り撤去 LGS下地共 GB9: 5d捨て張り撤去	I	下がり壁150d 開口700x700撤去
B	(岩綿吸音板12d張り) (LGS下地共) (GB9: 5d捨て張り)	J	化粧垂木: ピニトッ加工 90x150@6200/7)
C	耐震貫クロス貼撤去 LGS下地共 GB12: 5d下地撤去	K	(軒裏: ピニトッ加工)
D	(耐震貫クロス貼) (LGS下地共) (GB12: 5d下地)	L	軒裏: ピニトッ加工 撤去
E	化粧GB9: 5d張り撤去 LGS下地共撤去	M	カーテンBOX: 木製t25 SOP撤去
F	(化粧GB9: 5d張り) (LGS下地共)		
G	(梁下端: モルタル金ゴテ押入造石カキ落)	☒	(天井点検口450角) (アルミ枠)
H	梁下端: モルタル金ゴテ押入造石カキ落撤去		

改修前  
3階天井伏せ図



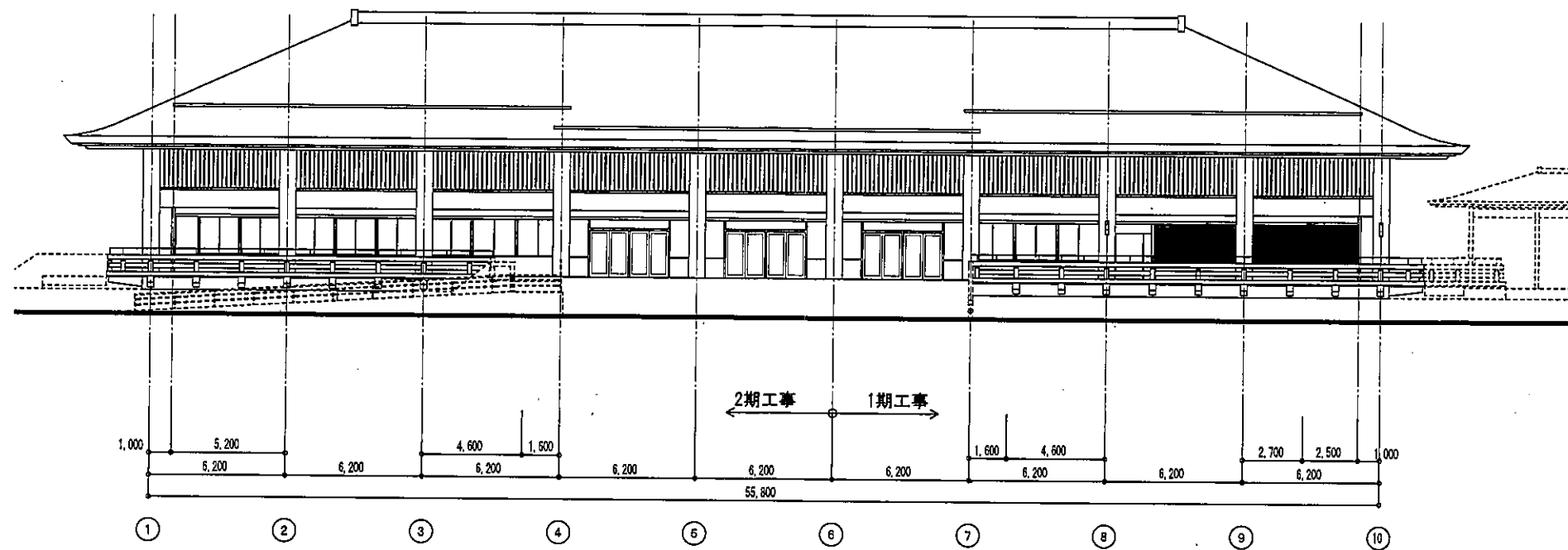
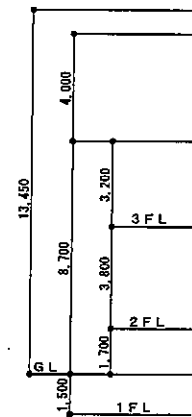
凡例 (改修後天井伏せ図)

	工事部分を示す。
	既存のまま
( 項目 )	工事対象外項目を示す。
室名	工事対象室を示す。
( 室名 )	工事対象外室を示す。
▲	耐震スリット設置位置を示す。

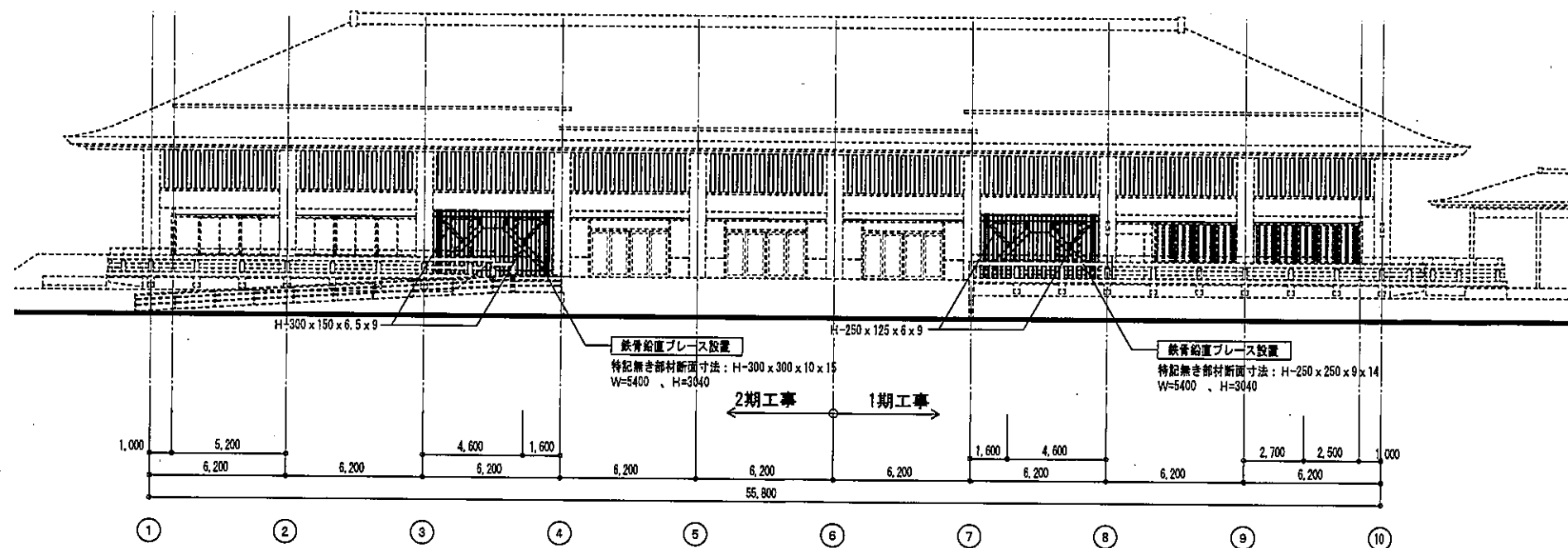
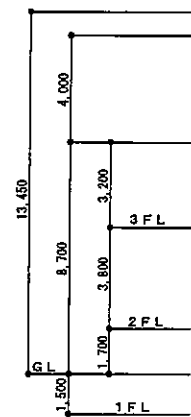
改修後 仕上げ凡例 (新設天井材は全て不燃とする)

A	化粧GB9: 5d張り (不燃) 新設 耐震天井LGS下地共新設	I	下がり壁150d 開口閉塞700x700 新設
B	(岩綿吸音板12d張り) (LGS下地共) (GB9: 5d捨て張り)	J	化粧垂木: ピニトッ加工 90x150@6200/7)
C	化粧GB9: 5d張り (不燃) 新設 耐震天井LGS下地共新設	K	(軒裏: ピニトッ加工)
D	(耐震貫クロス貼) (LGS下地共) (GB12: 5d下地)	L	軒裏: アルミハンドレル 新設 耐震天井LGS下地共新設
E	化粧GB9: 5d張り新設 耐震天井LGS下地共新設	M	カーテンBOX: 木製t25 SOP新設
F	(化粧GB9: 5d張り) (LGS下地共)		※耐震天井 プレース斜め補強材新設 水平補強材新設
G	(梁下端: モルタル金ゴテ押入造石カキ落)	☒	(天井点検口450角) (アルミ枠)
H	梁下端: 鉄骨プレート新設	☒	天井点検口450角 新設 アルミ枠 開口閉塞

改修後  
3階天井伏せ図  
※壁根小屋組の新設水平プレート設置位置を含む

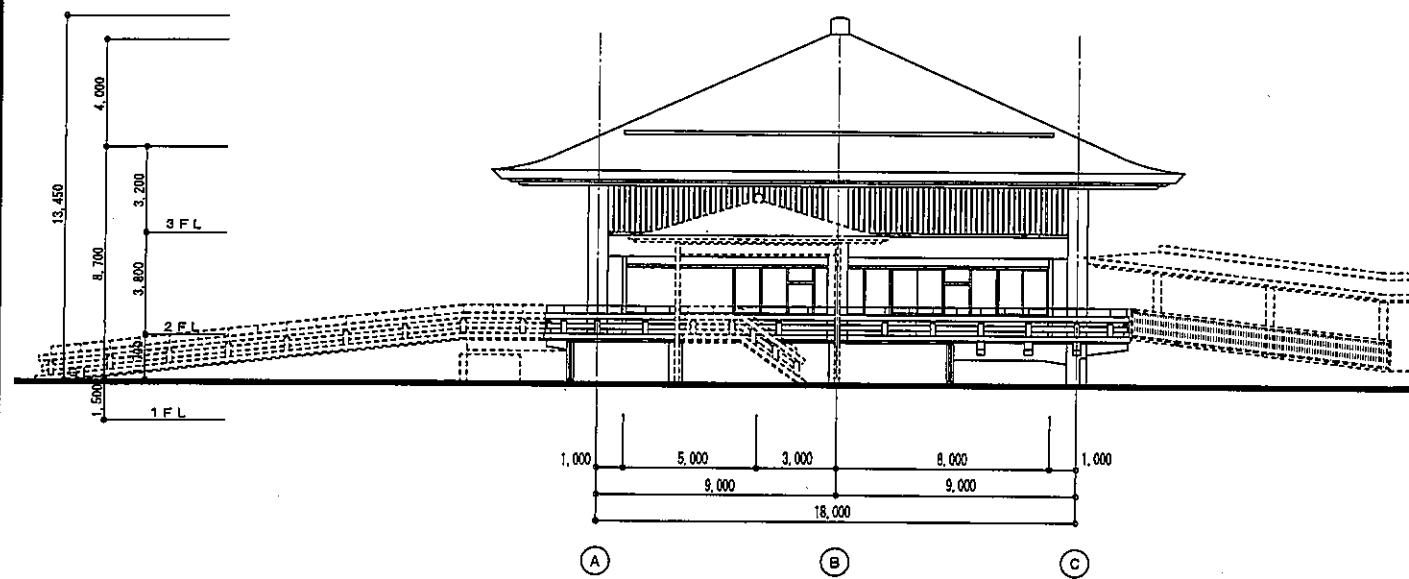


改修前  
南側立面図 1/200

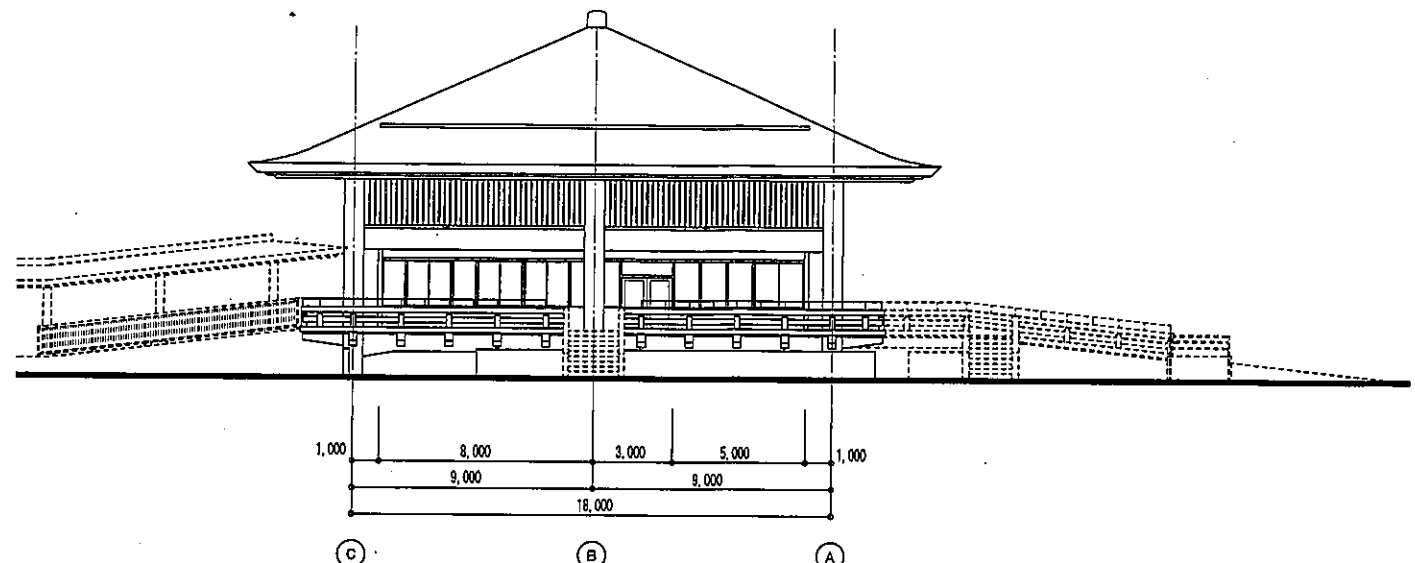


改修後  
南側立面図 1/200

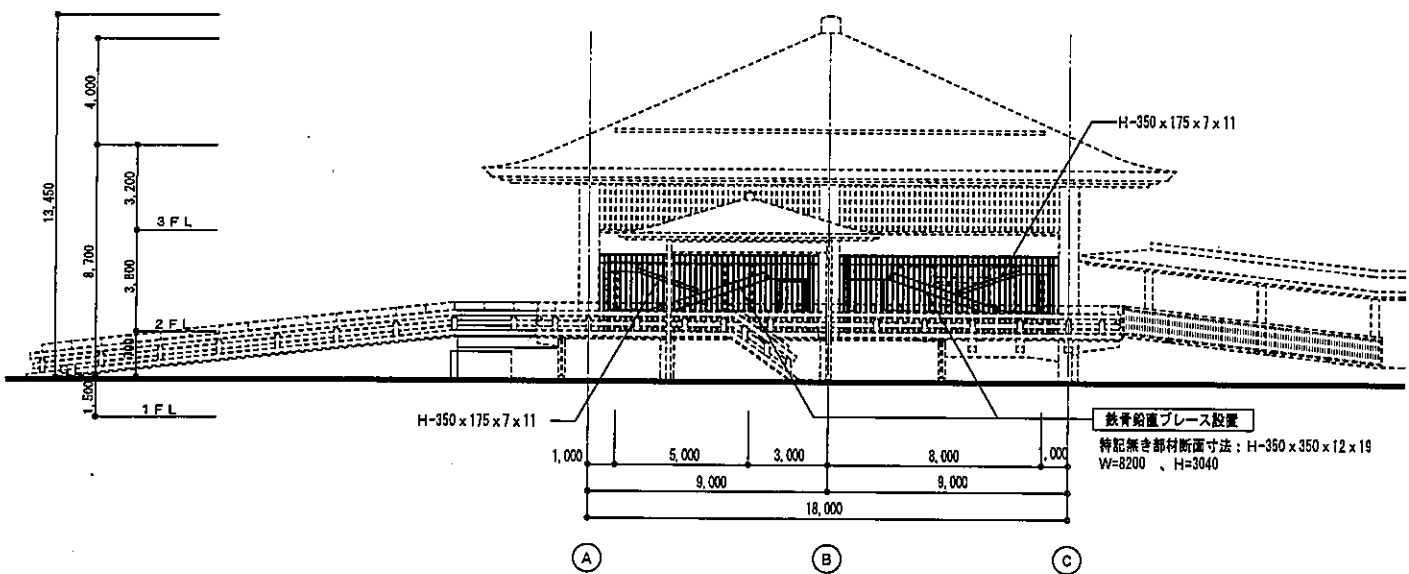




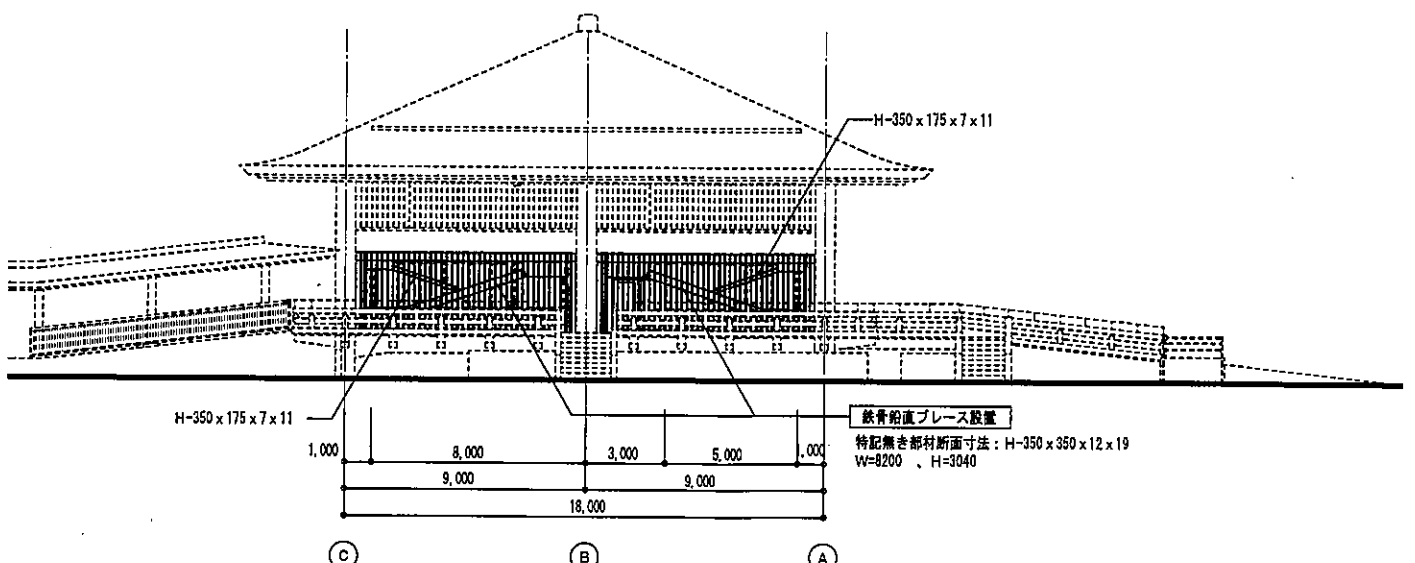
1期工事  
改修前  
東側立面図 1/200



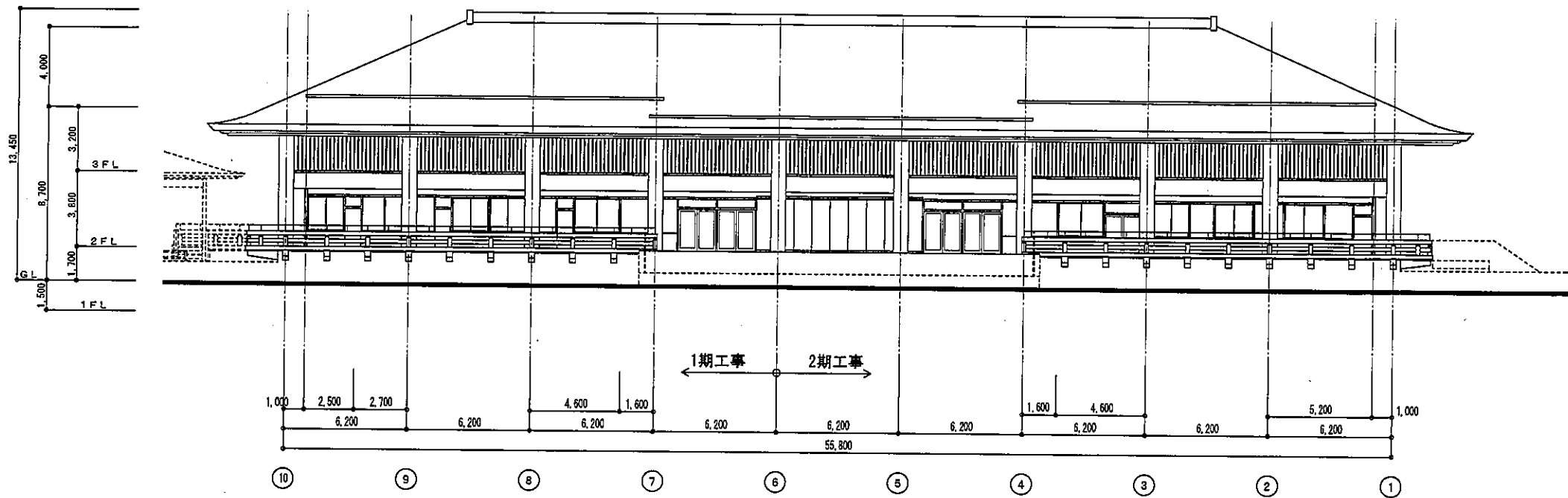
2期工事  
改修前  
西側立面図 1/200



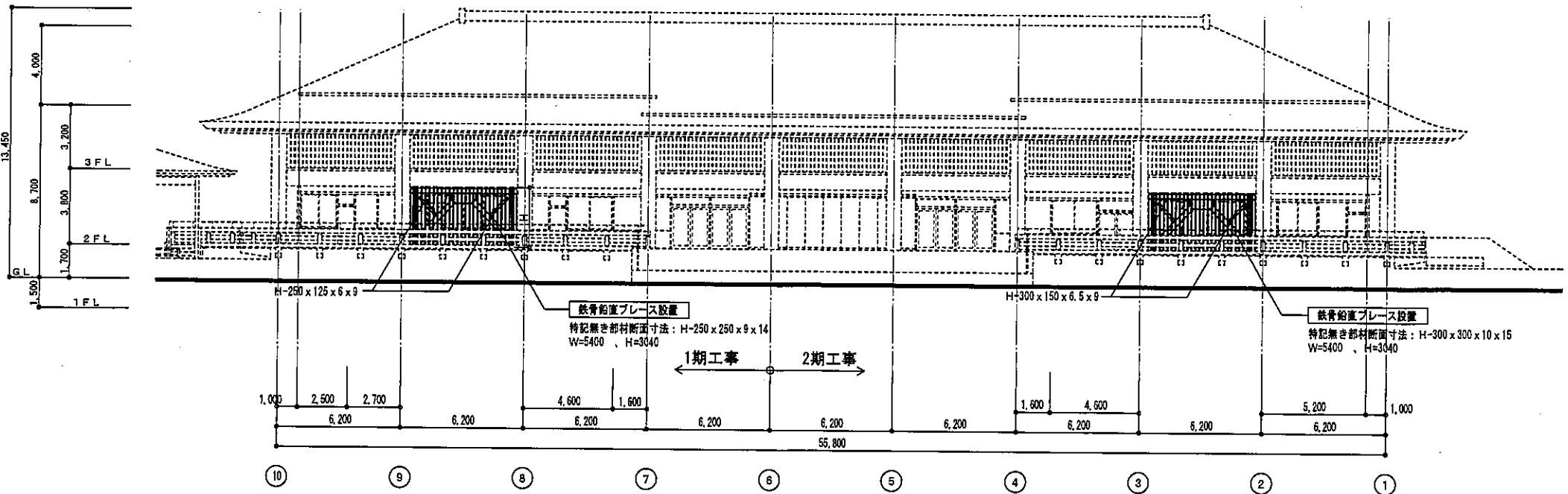
1期工事  
改修後  
東側立面図 1/200



2期工事  
改修後  
西側立面図 1/200



改修前  
北側立面図 1/200



改修後  
北側立面図 1/200



(議案第93号)

工事請負契約の締結について

(契約課)

1 提案の要旨

廿日市市沖塩屋四丁目4番100号において施工する大野浄化センター汚泥処理機械設備工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 機械設備工事 一式

(2) 請負金額 226,800,000円

(3) 請負者 広島市南区稻荷町4番1号

住友重機械エンバイロメント株式会社

上下水プラント統括部広島営業所

所長 加島喜裕

(4) 工期 議決の日の翌日から

平成27年3月5日まで

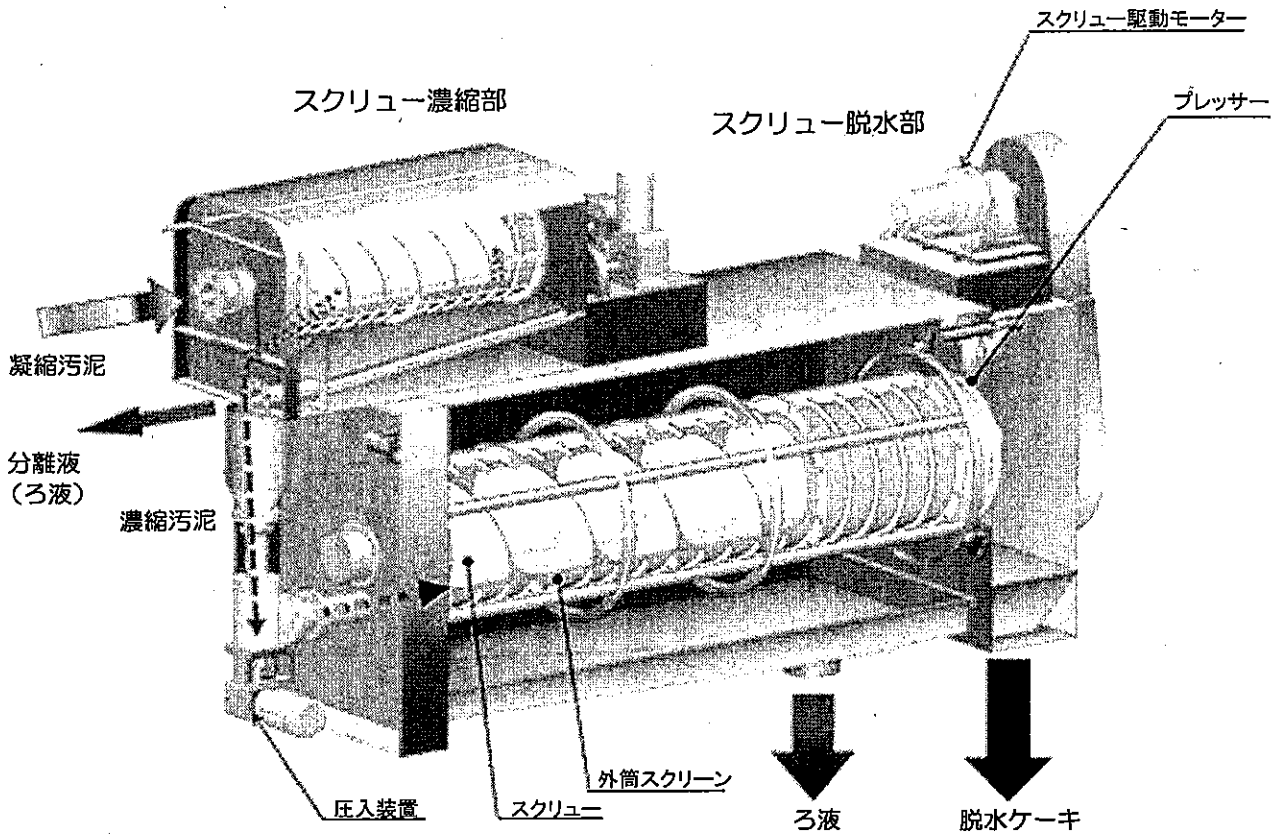
3 根拠法令

議案第91号説明書に同じ。

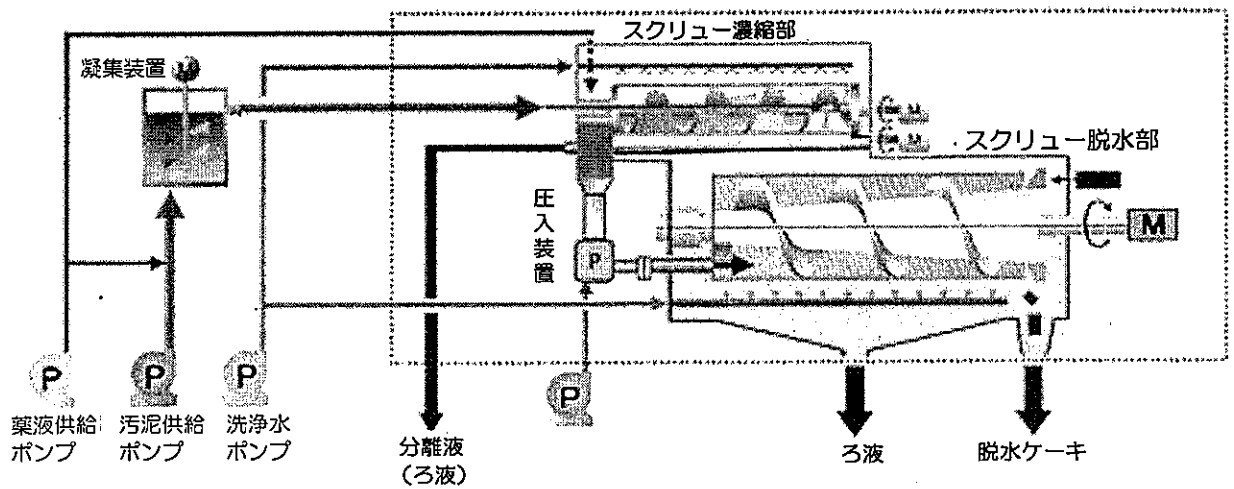




# 汚泥脱水機概要図



# 汚泥処理フロー図







(議案第94号)

公の施設の指定管理者の指定について

(商工労政課)

1 提案の要旨

廿日市市産業交流センターの指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市産業交流センター

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市本町5番1号

廿日市商工会議所

会頭 細川 匡

(3) 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

2 根拠法令

地方自治法

第244条の2

- ⑥ 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。



(議案第95号)

公の施設の指定管理者の指定について

(商工労政課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島商工会館の指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市宮島商工会館

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市宮島町527番地1

宮島町商工会

会長 梅林保雄

(3) 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

2 根拠法令

議案第94号説明書に同じ。



(議案第96号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

はつかいちアルカディア（ふれあいの森及びさくらの里）の指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了すること及び指定管理者不在のため休館となっているはつかいちアルカディア（ふるさと会館）を平成26年度から再開させることに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

はつかいちアルカディア（ふれあいの森、さくらの里及びふるさと会館）

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市本町5番1号

一般社団法人 はつかいち観光協会

代表理事 塩 田 均

(3) 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

2 根拠法令

議案第94号説明書に同じ。



(議案第 97 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）の指定管理者の指定期間が、平成 26 年 3 月 31 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市福祉健康増進保養センター（スパ羅漢）

(2) 指定管理者となる団体の名称

広島市佐伯区五日市町大字皆賀 3 2 9 番地 2

広島緑地建設株式会社

代表取締役 坂 本 竜 二

(3) 指定の期間

平成 26 年 4 月 1 日から

平成 29 年 3 月 31 日まで

2 根拠法令

議案第 94 号説明書に同じ。





(議案第 9 8 号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市岩倉ファームパークの指定管理者の指定期間が、平成 2 6 年 3 月 3 1 日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市岩倉ファームパーク

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市本町 5 番 1 号

一般社団法人 はつかいち観光協会

代表理事 塩 田 均

(3) 指定の期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から

平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

2 根拠法令

議案第 9 4 号説明書に同じ。



(議案第99号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

国民宿舎（みやじま杜の宿）の指定管理者を次のとおり指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

国民宿舎（みやじま杜の宿）

(2) 指定管理者となる団体の名称

東京都千代田区外神田二丁目18番8号

株式会社 共立メンテナンス

代表取締役 佐藤 充孝

(3) 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

2 根拠法令

議案第94号説明書に同じ。



(議案第100号)

公の施設の指定管理者の指定について

(観 光 課)

1 提案の要旨

廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場の指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市宮浜温泉グラウンド・ゴルフ場

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市宮浜温泉二丁目5番4号

宮浜温泉旅館組合

組合長 檜 谷 博 敏

(3) 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

2 根拠法令

議案第94号説明書に同じ。



(議案第101号)

公の施設の指定管理者の指定について

(農林水産課)

1 提案の要旨

廿日市漁船等巻揚施設の指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市漁船等巻揚施設

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市地御前五丁目10番8号

地御前漁業協同組合

代表理事 黒田 勝 敏

(3) 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

2 根拠法令

議案第94号説明書に同じ。





(議案第102号)

公の施設の指定管理者の指定について

(農林水産課)

1 提案の要旨

大野漁船等巻揚施設の指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

大野漁船等巻揚施設

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市沖塩屋三丁目4番21号

大野町漁業協同組合

代表理事 松本清隆

(3) 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

2 根拠法令

議案第94号説明書に同じ。



(議案第103号)

公の施設の指定管理者の指定について

(農林水産課)

1 提案の要旨

宮島漁船等巻揚施設の指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

宮島漁船等巻揚施設

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市宮島町974番地9

宮島漁業協同組合

代表理事 森 脇 賢

(3) 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

2 根拠法令

議案第94号説明書に同じ。



(議案第104号)

公の施設の指定管理者の指定について

(社 会 課)

1 提案の要旨

廿日市市総合健康福祉センターの指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市総合健康福祉センター

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市新宮一丁目13番1号

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

会長 蛭江 紀雄

(3) 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

2 根拠法令

議案第94号説明書に同じ。



(議案第105号)

公の施設の指定管理者の指定について

(社 会 課)

1 提案の要旨

廿日市市吉和福祉センターの指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市吉和福祉センター

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市新宮一丁目13番1号

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

会長 蛭 江 紀 雄

(3) 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

2 根拠法令

議案第94号説明書に同じ。





(議案第106号)

公の施設の指定管理者の指定について

(社 会 課)

1 提案の要旨

廿日市市大野福祉保健センターの指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市大野福祉保健センター

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市大野1680番地3

社会福祉法人 いもせ聚楽会

理事長 蒲 田 正 之

(3) 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

2 根拠法令

議案第94号説明書に同じ。



(議案第107号)

公の施設の指定管理者の指定について

(社 会 課)

1 提案の要旨

廿日市市宮島福祉センターの指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市宮島福祉センター

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市新宮一丁目13番1号

社会福祉法人 廿日市市社会福祉協議会

会長 蛭江紀雄

(3) 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

2 根拠法令

議案第94号説明書に同じ。



(議案第108号)

公の施設の指定管理者の指定について

(維持管理課)

1 提案の要旨

廿日市駅前自転車駐車場外12施設の指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市駅前自転車駐車場  
宮内串戸駅前自転車駐車場  
大野浦自転車駐車場  
山陽女子大前自転車駐車場  
宮内駅前自転車駐車場  
地御前駅前自転車駐車場  
廿日市市役所前駅自転車駐車場  
阿品駅前自転車駐車場  
阿品東自転車駐車場  
広電廿日市駅自転車駐車場  
宮島口自転車駐車場  
広電宮島口駅前自転車駐車場  
前空自転車駐車場

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市下平良一丁目1番5号  
公益社団法人 廿日市市シルバー人材センター  
理事長 岡 崎 美彌子

(3) 指定の期間

平成26年4月1日から  
平成29年3月31日まで

2 根拠法令

議案第94号説明書に同じ。

(議案第109号)

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会)

1 提案の要旨

はつかいち文化ホール及びはつかいち美術ギャラリーの指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

はつかいち文化ホール

はつかいち美術ギャラリー

(2) 指定管理者となる団体の名称

廿日市市下平良一丁目11番1号

公益財団法人 廿日市市文化スポーツ振興事業団

理事長 細 川 匡

(3) 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

2 根拠法令

議案第94号説明書に同じ。





(議案第110号)

公の施設の指定管理者の指定について

(教育委員会)

1 提案の要旨

廿日市市スポーツセンター、峰高公園多目的広場、佐伯総合スポーツ公園体育館、佐伯総合スポーツ公園野球場、佐伯総合スポーツ公園陸上競技場及び佐伯総合スポーツ公園テニスコート並びに廿日市市サッカー場の指定管理者の指定期間が、平成26年3月31日をもって満了することに伴い、次のとおり当該施設の指定管理者を新たに指定しようとするものである。

(1) 公の施設の名称

廿日市市スポーツセンター  
峰高公園多目的広場  
佐伯総合スポーツ公園体育館  
佐伯総合スポーツ公園野球場  
佐伯総合スポーツ公園陸上競技場  
佐伯総合スポーツ公園テニスコート  
廿日市市サッカー場

(2) 指定管理者となる団体の名称

ポラーノグループ廿日市  
代表者 広島市中区南吉島一丁目2番37号  
特定非営利活動法人ポラーノ  
理事長 松村公市  
構成員 広島市中区南吉島一丁目2番37号  
株式会社ユニサス  
代表取締役 松村公市  
構成員 広島市中区基町5番44号  
三栄産業株式会社

代表取締役 米 山 民 男

(3) 指定の期間

平成26年4月1日から

平成31年3月31日まで

2 根拠法令

議案第94号説明書に同じ。

(議案第111号)

廿日市市教育委員会委員の任命の同意について

(人 事 課)

1 提案の要旨

(1) 中尾好美委員は、平成25年12月24日をもって任期が満了するので、その後任委員を任命しようとするものである。

(2) 後任委員

中 尾 好 美 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

大 西 利 武

山 川 肖 美

中 尾 好 美

澁 谷 憲 和

山 下 芳 樹

奥 典 道

2 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第4条 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。



(諮問第4号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

(1) 石社京子委員は、平成26年3月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

石 社 京 子 (再任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

貸 川 奈智枝

西 本 タツ子

市 里 尚 弘

兒 玉 宣 明

原 一 代

山 中 攻 治

藤 山 節 子

前 田 幸 子

石 社 京 子

新 居 克 己

青 木 敬 子

藤 咲 俊 昭

星 野 弥 生

宮 本 守

岡 崎 和 生

佐々木 三 郎

正 留 律 雄

2 根拠法令

人権擁護委員法

## 第6条

- ③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。



